

論文審査の結果の要旨

氏名：堀 川 徹

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

論文題名：日本古代における地域支配制度の研究

審査委員：（主査） 日本大学教授 博士（文学） 中 村 順 昭

（副査） 日本大学教授 関 幸 彦

（副査） 日本大学教授 武 廣 亮 平

本論文は、5～7世紀におけるヤマト政権による地方支配を、人制、部民制、県・県主制、国造制、ミヤケ制、評制、国司制の諸側面から考察し、日本の古代国家の成立過程を考察した研究である。これらの諸制度について、ヤマト王権が設けた制度であることに重点を置いて、王権による地方支配という視角から、その展開・変遷を明らかにすることを課題に設定して考察している。

第1章では、人制と部民制を取り上げる。人制では各地からヤマト王権のもとに集められた人々が、その役割に応じて某人と称されたが、その上番者の母体である各地の共同体までは王権の力は及んでいなかったのに対して、部民制の段階では、上番者の背後にある共同体の人々を部として把握し、その首長層を伴造としたと結論づけている。部民制により地方の一般民衆に対する王権の支配という構造が生まれたことを指摘している。

第2章は、県および県主制についての考察で、県主は国造に先行するという理解を踏まえた上で、県主は王権に物品を貢納する存在で、県主の支配下にある民衆は王権の支配の埒外であったとする。貢納品を出す所であるという県の性格は、国造制のもとでも王権の直轄地として継続し、律令制下でも内廷に供御料を貢納するという県のあり方に結びつくことを指摘している。さまざまな見解が乱立している県について、有力な仮説の提示となっている。

第3章は、国造制の成立を領域性という視点で考察する。国造の国が領域による区分であるか否かという問題は、従来の研究で多くの議論があるが、著者は領域という語について、地域社会のまとまりや地域の首長が支配する領域（共同体的領域）と王権がその支配範囲を区分した領域（制度的領域）を峻別すべきことを提言し、国造の国は地域社会を共同体的領域を前提としながら、王権がそれを認証して境界を設定した領域であり、制度的・共同体的領域としてとらえるべきことを主張している。そして、国造制の成立時期は、西国では筑紫磐井の乱後の6世紀前半、東国では使者を派遣して国界を定めた記事がある崇峻朝の6世紀末であったとしている。

第4章では、ミヤケを取り上げる。ミヤケに関する膨大な研究史を整理し、ミヤケの多様なあり方を確認して、ミヤケ自体は制度ではなく、各ミヤケに共通するのは貢納の拠点であるとする。そしてミヤケ制の展開を中心にして律令制の成立を考える近年の諸研究を批判し、国造制・部民制などとの関連のなかでミヤケを評価すべきことを論じている。この理解は、先行研究でも一部で主張されているものだが、これが次章以下の国造制・部民制に関する理解と連動して本論文の独自の理解の重要な柱となっている。

第5章では、ミヤケと国造の関係について、『日本書紀』安閑天皇元年条の武蔵国造の乱を素材にして追究する。第4章で示された理解を武蔵の地域を対象として検証した分析である。安閑紀の記事をミヤケの設置を主題とした記事と評価して、6世紀前半の出来事と判断するが、その段階では東国では国造制は未成立で、国造の表記は文飾であるとする。そしてヤマトと結んだ笠原使主は南武蔵を拠点とする勢力で、北武蔵の小杵を破り北武蔵まで勢力下に入れたこと、この乱の結果設置された橘花ミヤケは橘樹評の評家に結びつかないことなど、注目すべき新解釈を示している。

第6章では、7世紀中葉における評制の施行を、国造制、部民制との関係から考察する。部民制は族制的原理に基づいて国造の国より小さな規模で編成されていて、領域による国造の支配と併存していたが、部民の拡大により支配が錯綜、複雑化した状況となり、それを一元化して貢納奉仕関係を整

理しようとしたのが評制であったと位置づける。同時に五十戸制による社会編成原理を導入して、族制、領域などさまざまな要素によって評が設定されたことを論じている。評制が単なる国造の分割ではなく、国造制と部民制の止揚として意義づけた点に大きな特色がある。

第7章では、評制の展開を国司制との関連から考察する。天武朝における国司制と中央官司の整備により、評官人の任命が王権の主導で行われるようになり、律令官人制の枠内に取り込まれていったこと、国司が諸国に常駐して国司と評官人の上下関係が明確となり、国造が神祇祭祀に特化した存在に変質したことを指摘して、地方支配制度における大きな画期として天武朝を位置づけている。評制の開始や大宝令による評から郡への変化よりも、天武朝の国司制の成立を地方支配の変化の大きな画期とするのは、律令制による地方行政を理解する上でも注目すべき視点である。

本論文は、人制、部民制、県・県主制、国造制、ミヤケ制、評制、国司制など、それぞれに膨大な研究史の蓄積がある諸問題を総合的に考察して、ヤマト王権の地域支配の変遷を論じた雄大な研究である。それぞれの問題について、各章では先行研究を十分に踏まえつつ論が展開されている。考察にあたっては、古墳の分布など考古学的な分析に安易に依存する姿勢を排して、文献史料から読み取れる事実を探求する立場をとっている。また近年の諸研究が社会構成史を重視しながら、在地首長制の概念を用いることでかえって県主と国造の性格の違いなどが不明瞭になっている状況や、それにより議論の混乱が生じている状況を批判して、それら諸制度がヤマト王権によって設定された制度であることを前提にして、一貫して制度としての分析を行っているのが、本論文の特色である。

本論文で取り上げている論点はそれぞれ論争の多い問題であり、種々の異論があることは予想されるが、それら諸問題を一貫した視角で考察したことで、論点が整理された意義は大きい。たとえば、ヤマト王権にとっての人の編成である人制、物品の貢納単位である県制から、人・物の貢納の母体となる人間集団・領域まで掌握下に入れた部民制・国造制へと展開したことを指摘して、県主と国造の性質の違いを論じた点は今後の研究の基礎となるであろう。また従来の研究では、部民・ミヤケ・国造は7世紀前半の社会と政治を考える上での主要な三つの要素とされてきたが、その中でミヤケを部民にも国造にも通底する拠点としてとらえた点は、ミヤケを律令地方支配の前提とする有力説に対する根本的な批判である。それと関連して、国造が領域をとまなう制度であったことを強調し、それに対して評は国造の単なる分割ではなく部民・伴造の族制的要素も含むものであったことの指摘は、従来の研究の盲点をついたもので、国造制と評制の質的な差違を明確にした点で大きな意義がある。このように、本論文で示された仮説と、それぞれの論点について独自の解釈は、学界に裨益すること多大であると評価できる。

以上の理由から、本論文は博士（文学）の学位に値するものと認められる。

以上

平成 年 月 日